

令和8年度答申第4号  
令和8年5月13日

諮問番号 令和7年度諮問第156号及び第157号（いずれも令和8年3月31日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に関する件2件

## 答 申 書

審査請求人Xからの各審査請求に関する上記審査庁の各諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件各審査請求は棄却すべきであるとの各諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、弟のA（以下「弟A」という。）及び妹のB（以下「妹B」という。）は準軍属（戦闘参加者）としての任務の遂行中に死亡したと主張して、C知事（以下「処分庁」という。）に対し、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号（令和7年法律第18号による改正（同年4月1日施行）前のもの。以下同じ。）。以下「特別弔慰金支給法」という。）3条本文の規定に基づき、弟A及び妹Bに係る特別弔慰金の請求（以下「本件各請求」という。）をしたところ、処分庁が、弟A及び妹Bは準軍属の身分を有していたとは認められないとして、本件各請求を却下する処分（以下「本件各却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれらを不服として審査請求をした事案である。

#### 1 関係する法令等の定め

##### （1）特別弔慰金支給法関係

ア 特別弔慰金支給法3条本文は、戦没者等の遺族には、特別弔慰金を支給すると規定している。

イ 特別弔慰金支給法2条1項本文は、この法律において「戦没者等の遺族」とは、死亡した者の死亡に関し、令和2年4月1日（以下「基準日」という。）までに戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号。以下「遺族援護法」という。）による弔慰金を受ける権利を取得した者をいうと規定している。

ウ 特別弔慰金支給法4条は、特別弔慰金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生労働大臣が行うと規定している。

そして、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令（昭和40年政令第183号）3条（令和7年政令第143号による改正（同年4月1日施行）前のもの）は、特別弔慰金支給法4条に定める厚生労働大臣の権限に属する事務のうち、死亡した者で除籍された当時における本籍地が本邦にあったものに係るものは、当該本籍地の都道府県知事が行うこととし、この場合においては、特別弔慰金支給法の規定中当該事務に係る厚生労働大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする規定している。

## （2）遺族援護法関係

ア 遺族援護法34条3項は、昭和12年7月7日以後に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより、昭和16年12月8日以後において死亡した準軍属又は準軍属であった者の遺族には、弔慰のため、弔慰金を支給すると規定している。

イ 遺族援護法2条3項は、この法律において、「準軍属」とは、①旧国家総動員法（昭和13年法律第55号）4条の規定に基づく被徴用者及び同法5条の規定に基づく総動員業務の協力者等（1号）、②もとの陸軍又は海軍の要請に基づく戦闘参加者（2号）、③国民義勇隊の隊員（3号）、④満州開拓青年義勇隊の隊員（4号）、⑤旧特別未帰還者給与法（昭和23年法律第279号）1条に規定する特別未帰還者（5号）、⑥事変地又は戦地に準ずる地域における勤務に従事中のもとの陸軍又は海軍部内の有給の嘱託員、雇員、よう人、工員又は鉱員（6号）、⑦旧防空法（昭和12年法律第47号）6条1項若しくは2項の規定により防空の実施に従事中の者又は同法6条の2第1項の指定を受けた者

(7号)をいうと規定している。

そして、昭和28年4月16日付け援護第260号引揚援護庁援護局長通知「戦傷病者戦没者遺族等援護法第34条第2項に規定するもとの陸軍又は海軍の要請に基いて戦闘に参加した者に関する弔慰金請求手続等について」（以下「戦闘参加者通知」という。）は、遺族援護法の適用を受けるべき戦闘参加者は、「もとの陸軍又は海軍より戦闘に参加することの要請又は指示を受けて戦闘に参加し、これにより戦死、戦傷死又は戦病死した者」（記1の(1)）及び「もとの陸軍（又は海軍より作戦任務を課せられ、その任務遂行中敵又は敵対行為を行う者と交戦（自衛のための交戦を含む。）し、これにより戦死又は戦傷死した者」（記1の(2)）であると定め、D地においては、昭和20年3月以降に「軍より作戦任務を課せられ、その任務遂行中敵と戦闘し、又は軍の戦闘行為をほう助し、これにより戦死又は戦傷死したもの（自決を余儀なくされた者を含む。）」が戦闘参加者に該当すると定めている（記2の(4)）。

ウ 遺族援護法35条1項は、弔慰金を受けるべき遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時における配偶者（遺族援護法24条1項の規定により、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれらの者以外の三親等以内の親族（死亡した者の死亡の当時その者によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者に限る。）で、死亡した者の死亡の当時日本の国籍を有していたものとする規定している。

エ 遺族援護法36条1項は、弔慰金を受けるべき遺族の順位は、配偶者を第1順位、子を第2順位、父母を第3順位、孫を第4順位、祖父母を第5順位、兄弟姉妹を第6順位とする規定している。

## 2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人の父のE（以下「父E」という。）と母のF（以下「母F」という。）との間には、大正15年a月b日に長男のG（以下「長男G」という。）が、昭和3年c月d日に長女のH（以下「長女H」という。）が、昭和5年e月f日に二女のI（以下「二女I」という。）が、昭和11年g月h日に三女の審査請求人が、昭和13年i月j日に四女の妹Bが、昭和15年k月l日に二男の弟Aが、それぞれ出生した。

なお、母Fは、昭和20年5月10日に、父E、長女H及び二女Iは、

いずれも同年6月5日に、J地で死亡し、妹B及び弟Aは、いずれも「昭和三十一年六月五日頃から同月十五日頃までの間J'地」で死亡し、長男Gは、同月20日、K地方面で戦死した。妹B及び弟Aの除籍時の本籍は、C都道府県であった。

(除籍謄本(戸主:父E)、各除籍謄本(妹B、弟A))

(2) 厚生大臣は、審査請求人がした、遺族援護法の規定に基づく、父E、母F、長男G、長女H及び二女Iに係る各弔慰金の請求について、昭和34年6月27日付けで、審査請求人に対し、各弔慰金を受ける権利を有するとの裁定をした。

(各弔慰金裁定通知書)

(3) 審査請求人は、平成8年4月15日付けで、厚生大臣に対し、遺族援護法の規定に基づき、弟A及び妹Bに係る各弔慰金の請求(以下「本件各弔慰金請求」という。)をした。

(各弔慰金請求書(令和8年4月14日付けの審査庁の事務連絡(以下「本件事務連絡」という。)の別添3))

(4) 厚生大臣は、本件各弔慰金請求について、平成10年2月5日付けで、審査請求人に対し、「死亡した者は、戦傷病者戦没者遺族等援護法に規定する準軍属(戦闘参加者)とは認められません。」との理由を付して、それぞれ却下する処分(以下「本件各弔慰金却下処分」という。)をした。

(各却下通知書(弟A、妹B))

(5) 審査請求人は、令和2年4月8日、住所地のL村長を経由して、処分庁に対し、特別弔慰金支給法3条本文の規定に基づき、弟A及び妹Bに係る特別弔慰金の各請求(本件各請求)をした。

(各戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書)

(6) 処分庁は、本件各請求について、令和7年2月4日付けで、審査請求人に対し、「死亡したA様(注:妹Bの場合、B様)は、戦傷病者戦没者遺族等援護法に規定する準軍属の身分を有していたものとは認められません(平成10年2月5日付け厚弔慰却下m号(注:妹Bの場合、厚弔慰却下n号)において、却下)。したがって、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に規定する要件を満たしていないため、あなたは特別弔慰金を受ける権利を有しません。」との理由を付して、本件各請求を却下する処分(本件各却下処分)をした。

(各却下通知書(弟A:○第p号、妹B:○第q号))

(7) 審査請求人は、令和7年3月10日付けで、審査庁に対し、本件各却下処分を不服として本件各審査請求をした。

(各審査請求書)

(8) 審査庁は、令和8年3月31日、当審査会に対し、本件各審査請求はいずれも棄却すべきであるとして本件各諮問をした。

(各諮問書、各諮問説明書)

### 3 審査請求人の主張

#### (1) 各審査請求書

「戸籍、戦闘参加についての申立書、行動経過書にある通り、母と共に軍に協力、行動を共にしたために昭和20年6月1日頃から同月15日頃までの間に戦没した。」、「準軍属の身分を有していたものとは認められない点に不服があり、原処分の取消を求める。」

#### (2) 各反論書

弟A及び妹Bは、「1944年よりM地に駐屯したN部隊への供出を母と共に努め、日々食事を提供いたしました。B親戚宅にいるOへの協力は、戦闘参加者です。1945年のP戦中も姉X・Iと共に行動し、Oを優先に壕中を譲り続けました。」、弟A及び妹Bが「生きて行動した協力の事実をご理解頂きたいです。証拠書類を提出致しますので、弔慰金を認めて頂きますようお願い申し上げます。」

## 第2 諮問に係る審査庁の判断

1 審査請求人が基準日において特別弔慰金支給法の支給対象となる戦没者等の遺族に該当するためには、弟A及び妹Bが、遺族援護法2条に規定されている軍人軍属又は準軍属として公務上又は勤務に関連して負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡したものと認められることが必要である。

また、審査請求人は弟A及び妹Bが準軍属のうちの戦闘参加者（遺族援護法2条3項2号）であると主張しており、弟A及び妹Bが戦闘参加者であると認められるためには、もとの陸軍又は海軍の現地部隊長等の要請に基づいて直接戦闘に参加した者又は戦闘をほう助する用務に携わり、これにより死亡した者に該当することが必要である。

2 審査請求人から本件各請求時に提出された資料（以下「審査請求人提出資料」という。）について確認すると、戸籍書類のほか、①戸籍修正申立て、②気象情報、③位牌の写真、④降水量（Q地）、⑤手記R（S）、⑥行動経過書が提出されている。

また、各反論書に添付して以下の資料名を記載し提出している。

- ① 令和6年5月16日認証r (A) (注: 妹Bの場合、「s (B)」) 除籍日訂正—2部<令和6年3月29日戸籍訂正許可の裁判確定同年4月8日>
- ② 令和6年3月5日提出物「行動経過書」再提出日令和7年8月1日
- ③ 令和6年3月5日付け「行動経過書」への追加資料 提出日令和7年8月1日<①1944年～1945年における行動としてN部隊(歩兵t大隊)への供出等>(戦闘参加者)

3 次に、処分庁から提出された資料について確認すると、各弁明書に添付された資料として以下の資料が提出されている。

- ① 特別弔慰金の各請求書類一式
- ② 弔慰金の各却下通知書、平成10年2月5日付け厚弔慰却下第m号(注: 妹Bの場合、第n号)
- ③ 特別弔慰金の各却下通知書、令和7年2月4日付けo第p号(注: 妹Bの場合、第q号)
- ④ 文書: 第十一回特別弔慰金請求に係る書類の補正について(依頼)(令和2年8月25日付け事務連絡(L村宛て))
- ⑤ 戸籍訂正関連書類一式(令和6年5月22日付け事務連絡第11回特別弔慰金請求に係る書類の送付について)(上記2の審査請求人提出資料の①～⑥)
- ⑥ 厚生労働省社会・援護局援護・業務課(以下「援護・業務課」という。) 給付係宛て身分確認進達書類一式(令和5年3月28日付けu第v号身分確認について(進達))
- ⑦ C都道府県保護・援護課宛て身分照会回答(令和6年1月29日付け事務連絡身分確認について(回答))
- ⑧ C都道府県保護・援護課から援護・業務課審査係宛ての質問(令和6年12月12日付け弔慰金審査についての質問)
- ⑨ 援護・業務課審査係からC都道府県保護・援護課宛ての回答(令和6年12月13日付けRE: 弔慰金審査について質問)

4 厚生労働省社会・援護局保管資料(以下「当局保管資料」という。)のうち、弟A及び妹Bが死亡したことに関する遺族援護法における過去の請求書類等を確認したところ、平成8年4月15日付けで審査請求人は本件各弔慰金請求を行っているが、いずれも「死亡した者は、戦傷病者戦没者遺族等援

護法に規定する準軍属（戦闘参加者）とは認められません。」として平成10年2月5日付けで却下裁定されていた（異議申立てはなされていない。）。

また、審査請求人が、本件各審査請求において、弟A及び妹Bと同一行動であったと主張する審査請求人の家族については、いずれも戦闘参加者に該当するとして遺族援護法の弔慰金の支給対象となっているが、各弔慰金請求時に提出された資料を確認したところ、父Eは、「昭和20年6月5日弾薬運搬中に流弾にて受傷後死亡」、母Fは、「昭和20年5月10日炊事協力中艦砲弾のため即死」、長女Hは、「昭和20年6月5日炊事要員として水運搬中流弾にて受傷後死亡」、二女Iは、「昭和20年6月5日炊事に協力中艦砲弾にて即死」とされている。

加えて当局保管資料のうち、旧陸海軍人事関係資料を調査するも、弟A及び妹Bに関する資料は確認できなかった（以下「当局保管資料調査結果」という。）。

- 5 次に、本件各請求時に提出された令和2年7月21日付けの各「戦闘参加者についての申立書」の別紙「行動経過書」を確認すると、弟A及び妹Bの死亡年月日を「昭和20年月日不詳」と記載した上で「5月（略）。T壕を離れることにしました。すると母が先に出たとたん、母の横近くに爆弾が落ち、爆弾の破片を頭に受けた母は、（略）まもなく死亡しました。（略）Oが数名来て、「この壕はわれわれが使用するので出て行きなさい。」と強制されたのでやむなくまた、そこを出ました。自然壕を出てすぐ、次の避難場所を探し求めて行こうとした時でした。6月5日午後2時頃、爆弾が家族の列の真中（略）に落下、父、I、B、A、Hは、その破片を全身に浴び、（略）5人共、即死状態になり、まもなく死亡しました。」と記載されている。

また、本件各審査請求時に提出された令和6年2月18日付けの各「行動経過書」を確認すると、弟A及び妹Bの死亡の年月日を「昭和20年6月5日の間」と記載した上で「6月5日の間、まだ暗い朝早くから艦砲と爆弾が激しくなっていました。行列になって逃げている住民は、山の奥や家に隠れていました。（略）F（母）はAをおんぶし、（略）逃げていました。（略）50mくらい前の右にある家に入ったとたん爆弾が落ちて家が爆破され、その家に入ったF（母）、I、A、Bは亡くなりました。」と記載されている。

これら本件各請求時と本件各審査請求時に提出された各「行動経過書」等の申立内容を比較すると、弟A及び妹Bの死亡状況に相当な差異が生じてい

る。具体的には、本件各請求時には、母Fは弟A及び妹Bとは別の日の「5月」に死亡したとしているところ、本件各審査請求時には、母Fは「Aをおんぶし、（略）逃げて」いる中で、弟A及び妹Bと同じ日時に死亡したと申し立てている等、弟A及び妹Bの死亡状況に関わる重要な点において差異が生じている。

さらに、これら各「行動経過書」等の申立内容は、上記4において整理した他の家族（父E、母F、長女H、二女I）の各弔慰金請求時の申立内容とも整合せず、矛盾が生じている。

- 6 上記2から5までの内容を踏まえ、特別弔慰金支給法に規定する「戦没者等の遺族」の要件について確認する。

まず、死亡した者との続柄については、審査請求人は提出された戸籍書類から、弟A及び妹Bの姉であることが確認できる。

次に、弟A及び妹Bの死亡時の身分等について確認すると、各審査請求人提出資料及び当局保管資料調査結果からは、弟A及び妹Bが遺族援護法2条に規定する軍人軍属等に該当することは確認できなかった。

また、審査請求人から申立てのあった遺族援護法2条に規定する準軍属のうち、戦闘参加者については、上記4及び5のとおり確認するも、本件各請求及び本件各審査請求時に提出された各「行動経過書」等において、母Fの死亡時期及び状況が異なるなど互いに矛盾しているほか、いずれの申立内容も他の家族に係る各弔慰金請求時になされた申立内容とも矛盾し、また、申立ての裏付けとなる資料提出がなかったことから、当該申立てをもって弟A及び妹Bを戦闘参加者と認定することは困難である。したがって、弟A及び妹Bが、もとの陸軍又は海軍の現地部隊長等の要請に基づいて直接戦闘に参加した者又は戦闘をほう助する用務に携わり、これにより死亡した者に該当することが確認できず、その他の準軍属の要件に該当することも確認できない。

- 7 以上のとおり、弟A及び妹Bは遺族援護法2条に規定する軍人軍属又は準軍属として公務上又は勤務に関連して負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡したものと認められないことから、審査請求人は、特別弔慰金支給法に基づく特別弔慰金の支給を受ける権利を有していない。

したがって、本件各請求に対して、これを却下した各原処分（本件各却下処分）は適正であると考えられ、これらを維持することが妥当であり、本件各審査請求には理由がないため、棄却すべきものとする。

なお、各審理員意見書は、審査請求人は、弟A及び妹Bに係る本件各弔慰金請求をしたが、厚生大臣は、弟A及び妹Bともに遺族援護法に規定する準軍属（戦闘参加者）とは認められないとの理由により本件各弔慰金却下処分をしたこと、審査請求人からは、弟A及び妹Bが戦闘参加者として従事していた旨を示す書類が提出されているが、U地における戦闘に関して、審査請求人の家族が一定の活動をしていることは認められるものの、もとの陸軍又は海軍の要請に基づき、戦闘に参加したかどうかまでは定かではないことから、本件各審査請求には理由がないから棄却すべきであるとしている。

### 第3 当審査会の判断

#### 1 本件各諮問に至るまでの一連の手續について

(1) 一件記録によると、本件各審査請求から本件各諮問に至るまでの各手續に要した期間は、次のとおりである。

本件各審査請求の受付 : 令和7年3月13日

各審理員の指名 : 同年4月11日

(本件各審査請求の受付から約1か月)

各審理員意見書の提出 : 同年9月2日

本件各諮問 : 令和8年3月31日

(各審理員意見書の提出から約7か月、本件各審査請求の受付から約1年半)

(2) そうすると、本件では、①本件各審査請求の受付から各審理員の指名までに約1か月、②各審理員意見書の提出から本件各諮問までに約7か月の期間を要した結果、本件各審査請求の受付から本件各諮問までに約1年半もの期間を要している。上記①及び②の各手續に上記の各期間を要したことについて特段の理由があったとは認められない。これらの手續が迅速に行われていたならば、本件各審査請求の受付から本件各諮問までの期間は、大幅に短縮されていたものと考えられる。審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕方を改善する必要がある。

(3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件各審査請求から本件各諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

#### 2 本件各却下処分の違法性又は不当性について

(1) 特別弔慰金支給法3条本文は、戦没者等の遺族には、特別弔慰金を支給すると規定し、特別弔慰金支給法2条1項本文は、「戦没者等の遺族」とは、遺族援護法による弔慰金を受ける権利を取得した者をいうと規定して

いる（上記第1の1の（1））。遺族援護法34条3項は、死亡した準軍属又は準軍属であった者の遺族には弔慰のため弔慰金を支給すると規定し、遺族援護法2条3項は、「準軍属」とは、同項各号に掲げる者をいうと規定し、同項2号には、もとの陸軍又は海軍の要請に基づく戦闘参加者掲げている。そして、戦闘参加者通知は、D地においては、昭和20年3月以降に「軍より作戦任務を課せられ、その任務遂行中敵と戦闘し、又は軍の戦闘行為をほう助し、これにより戦死又は戦傷死したもの（自決を余儀なくされた者を含む。）」が戦闘参加者に該当すると定めている（上記第1の1の（2））。

（2）本件では、弟A及び妹Bが、遺族援護法2条3項に規定する準軍属のうち、同項2号に掲げる戦闘参加者（「もとの陸軍又は海軍の要請に基づく戦闘参加者」）に該当するか否かが問題となっている。

そこで、弟A（死亡時4歳）及び妹B（死亡時6歳）が準軍属（戦闘参加者）に該当するか（「軍より作戦任務を課せられ、その任務遂行中敵と戦闘し、又は軍の戦闘行為をほう助し、これにより戦死又は戦傷死したもの（自決を余儀なくされた者を含む。）」であるか）を検討する。

ア 審査請求人が申し出た家族の死亡の状況は、次のとおりである。

（ア）父E、母F、長女H及び二女Iに係る各弔慰金請求で提出した、各「戦闘参加者についての申立書」（昭和32年8月15日付け（父E及び長女H）、昭和33年6月25日付け（母F及び二女I））（本件事務連絡の別添4）

父Eは「運搬要員として」「昭和20年6月5日」「弾薬運搬中流弾にて右手を受傷」「右受傷の為三時間後死亡」、母Fは「V部隊の炊事婦として勤務し」「昭和20年5月10日」「炊事に協力中艦砲弾のため即死す」、長女Hは「炊事要員として」「昭和20年6月5日炊事準備の為水運搬中流弾にて頭部を受傷」「右受傷の為五時間後死亡」、二女Iは「V部隊の炊事婦として勤務」「昭和20年6月5日」「炊事に協力中艦砲弾のため即死す」と記載している。

（イ）本件各弔慰金請求で提出した、平成8年4月8日付けの各「行動経過書」の行動状況（本件事務連絡の別添3）

「5月、雨がよく降っていました。（略）家族いとこも、T壕を離れることにしました。すると、母が先に出たとたん、母の横近くに爆弾が落ち、爆弾の破片を頭に受けた母は、即死状態になり、まもなく死亡

しました。(略) 6月はじめ、天気ははれたりやんだりで、とてもむし暑くなっていました。ぬかるんでいる所、人が倒れている道をさらに逃げました。私の横には、親戚の叔父が歩いていました。そして、なんとか見付けた山の中の自然壕(W地の岩穴)に隠れている時、所属不明のOが数名来て、「この壕はわれわれが使用するので出て行きなさい。」と強制されたのでやむなくまた、そこを出ました。自然壕を出てすぐ、次の避難場所を探し求めて行こうとした時でした。6月5日午後2時頃、爆弾が家族の列の真中(申立人の姉Iの近く)に落下、父、I、B、A、Hは、その破片を全身に浴び、J'地で、5人共、即死状態になり、まもなく死亡しました。」

(ウ) 本件各請求で提出した、令和2年7月21日付けの各「戦闘参加者についての申立書」の別紙「行動経過書」の行動状況

上記(イ)と同じ内容の記載をしている。

(エ) 本件各審査請求で提出した、令和6年2月18日付け及び同年3月5日付けの各「行動経過書」の行動状況

「5月末、雨が降ったりやんだりしていました。(略) E(父)は、「隠れる穴を掘ってくる」と言った後、T壕入口を出ましたが、壕の近くで爆弾にあたって亡くなりました。(略) 6月5日の間(注:令和6年3月5日付けの各「行動経過書」では「6月5日頃」)、まだ暗い朝早くから艦砲と爆弾が激しくなっていました。行列になって逃げている住民は、山の奥や家に隠れていました。空爆が激しいので、私と家族は逃げて走ったり民家に隠れたりしました。F(母)はAをおんぶし、IとBは、私の50m前で逃げていました。良く見えたのでお昼頃だったと思います。50mくらい前の右にある家に入ったとたん爆弾が落ちて家が爆破(ばくは)され、その家に入ったF(母)、I、A、Bは亡くなりました。」

イ 審査請求人は、父E、母F、長女H及び二女Iに係る各弔慰金を受けられる権利を有するとの裁定を厚生大臣から受けているところ(上記第1の2の(2))、審査請求人が当時提出した、父E、母F、長女H及び二女Iに係る各「戦闘参加者についての申立書」(上記アの(ア))と、審査請求人がその後の本件各弔慰金請求、本件各請求及び本件各審査請求において提出した各「行動経過書」(上記アの(イ)、(ウ)及び(エ))とでは、父E、母F、長女H及び二女Iの死亡の状況に係る記

載は、それぞれ異なっている。

具体的には、まず、各「戦闘参加者についての申立書」においては、死亡時の各人の具体的な作業状況及び死亡経緯（即死か否か）について詳細な記載があるのに対し、本件各弔慰金請求、本件各請求及び本件各審査請求において提出した各「行動経過書」においては、父E、母F、長女H、二女I、弟A及び妹Bが、危険回避のため避難する途中で死亡したとの概括的な記載にとどまっている。さらに、父E及び母Fの死亡年月日について、上記各「戦闘参加者についての申立書」（父Eにつき昭和20年6月5日、母Fにつき同年5月10日）と、本件各審査請求における各「行動経過書」（父Eにつき昭和20年5月末、母Fにつき同年6月5日）との間で、異なった記載となっている。加えて、本件各弔慰金請求及び本件各請求において提出した各「行動経過書」と、本件各審査請求において提出した各「行動経過書」の間においても、父Eと母Fの死亡年月日が異なっている上、母Fが死亡時に弟Aをおんぶしていたという記述があるか否かについても相違がある。

そうすると、本件各請求及び本件各審査請求において審査請求人が提出した各「行動経過書」の記載の信用性には疑問があり、これらにより弟A及び妹Bに係る死亡の状況を認定することはできない。また、一件記録を参照しても、弟A及び妹Bが、「軍より作戦任務を課せられ、その任務遂行中敵と戦闘し、又は軍の戦闘行為をほう助し、これにより戦死又は戦傷死したもの（自決を余儀なくされた者を含む。）」と認めることができる他の資料は見当たらないので、弟A及び妹Bが戦闘参加者と認めることはできない。

また、審査庁は、旧陸海軍から引き継いだ戦没者等援護関係の資料及び遺族援護法における請求書類等を調査したが、弟A及び妹Bが準軍属であることを確認できる資料は確認できなかった（本件事務連絡・記の質問4の回答4）。

以上によれば、弟A及び妹Bが、遺族援護法2条3項に規定する準軍属に該当することを確認することはできない。

したがって、審査請求人については、弟A及び妹Bに係る弔慰金を受ける権利を取得した者に当たると認めることはできない。

- (3) なお、審査請求人は、「1944年よりM地に駐屯したN部隊への供出を母とともに努め、日々食事を提供いたしました。B親戚宅にいるOへの

協力は、戦闘参加者です。1945年のP戦中も姉X・Iと共に行動し、Oを優先に壕中を譲り続けました。」と主張しているが、弟A及び妹Bが準軍属（戦闘参加者）に該当するか否かについては上記（2）で検討したとおりである。

したがって、審査請求人の上記主張を採用することはできない。

（4）上記（2）及び（3）で検討したところによれば、本件各却下処分は、違法又は不当であるとはいえない。

### 3 まとめ

以上によれば、本件各審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの各諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

#### 行政不服審査会 第1部会

委	員	八	木	一	洋
委	員	野	口	貴	公 美
委	員	村	田	珠	美